

令和6年度 職場環境整備等の要求・回答
 (自治労大阪府職員労働組合税務支部南河内分会)

要 求 項 目	回 答
<p>1 労使慣行に関すること 労使慣行を遵守し、勤務労働条件の改変にあたり一方的実施を行わないこと。</p> <p>2 庁舎等の環境・設備の整備に関すること 職員の健康管理の観点から、窓・ブラインド・空調・休養スペース等庁舎設備の点検・補修・設備の更新等を行うこと。</p> <p>3 職員の健康管理に関すること 1) 職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運転を行うこと。</p> <p>2) 安全衛生委員会の引き続きの機能強化を図ること。</p> <p>3) 作業環境を整備するとともに、OAフロア一化を進めること。また実現までの間、職員の安全確保のため床面タイルの点検補修等を行うこと。</p> <p>4) 業務で使用する公用車・自転車については職員の安全確保のため、運行に支障のないよう、引き続き点検・整備に努めること。</p> <p>4 税務手当については、支給要件の整理を行い「給与の調整額化」を行うこと。</p>	<p>1 労使慣行に関することについては、尊重してまいります。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいります。</p> <p>2 庁舎等の環境・設備の整備に関することについては、庁舎設備については、これまでも逐次その整備改善に努めてきたところがある。今後とも引き続き必要に応じて予算の範囲内で整備、改善に努めてまいります。</p> <p>3 職員の健康管理に関することについては 1) 庁舎内の空調については、年間を通じ適温を保持できるよう弾力的な運用を行っている。今後とも職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運転に努めてまいります。</p> <p>2) 安全衛生委員会の活動強化に努め、今後とも職員の健康管理と快適な職場環境の確保に努力してまいります。</p> <p>3) 職場内の作業環境については、これまでも逐次その整備改善に努めてきたところである。今後とも引き続き必要に応じて予算の範囲内で環境整備に努めてまいります。 OAフロア一化や床面タイルの点検補修については、税政課に伝えてまいります。</p> <p>4) 庁用自動車・自転車については、運行に支障が出ないよう引き続き点検・整備に努めてまいります。</p> <p>4 このことについては、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p>